電話サービス契約約款

2024年1月1日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成七年条約第二号)、国際電気通信連合条約(平成七年条約第三号)、条約附属国際電気通信規則(平成二年六月郵政省告示第四百八号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和五十四年条約第五号)、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)第19条第1項の規定の趣旨に基づき、この電話サービス契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、本約款により電話サービス等を提供します。(注)本条のほか、当社は、電話サービス等に附帯するサービス(以下「附帯サービス」といいます。)を、本約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	<u></u>
用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気
	通信設備を他人の通信の用に供すること。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと
	一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
電気通信回線	利用者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受け
	るための契約を締結している方をいいます。)が電気通信事業者か
	ら電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線
	設備
通話	おおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じ
	て送り、または受ける通信
電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うため
	の電気通信回線設備
電話サービス等	電話網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、他
	社契約回線を利用して行われるものであり、第5条(電話サービ
	ス等の種類)に規定するサービスをいう。

用語	用語の意味	
一般電話契約	当社から一般電話サービスの提供を受けるための契約	
総合ディジタル通信	主として 64kb/s の伝送速度により符号、音響または映像の伝送交	
網	換を行うための電気通信回線設備	
総合ディジタル通信	総合ディジタル通信網を使用して当社が提供する電気通信サービ	
サービス	スであって、他社契約回線を利用して行われるもの	
一般電話契約者	当社と一般電話契約を締結している者	
電話契約等	一般電話契約	
契約者	一般電話契約者	
通信	電話サービスに係る通信または総合ディジタル通信サービスに係	
	わる通信	
電話サービス取扱所	電話サービス等に関する業務を行う当社の事業所	
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた	
	者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同	
	じとします。) との間の相互接続(事業法第32条に基づく相互接	
	続協定(電気通信設備の接続に関して締結する協定をいいます。	
	以下同じとします。)に基づく接続をいいます)に係る電気通信設	
拉克主要力	備の接続点	
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者	
他社契約回線 	協定事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線であ	
	って、その協定事業者が契約約款に規定する契約(以下「他社契	
	約回線利用契約」といいます。) に基づき設置するもの(協定事業 者の名称、電気通信サービスに係わる契約約款の名称及び他社契	
	有の石が、電気通信が一て人に保わる契制制制の石が及び他社業 約回線利用契約の名称は別記6に定めるものに限ります。)	
	他社契約回線のサービス提供を受けるための契約	
	個性突動自動のプロス提供を支げるための突動	
携帯・自動車電話設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番	
	号規則(平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号)第9条第3	
	号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備	
固定端末設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番	
	号規則(平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号)第 9 条第 1	
ALC 1 + 12 61 12 64 14	号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備	
当社契約回線等 	当社が別途定める直加入サービス契約約款(以下、単に「直加入	
	サービス契約約款」といいます。) 第3条(用語の定義) 表中にお	
	いて規定する当社契約回線等	
公衆電話設備	 協定事業者が街頭その他の場所に設置する電話機等	
技術基準等	励た事業有が国頭での他の場所に設置する電品機等 端末設備等規則(昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号)で定	
1人間至于可	燗木設備寺焼魚(間間八十年日) 日野政省 1 第二十	
	消費税法(昭和六十三年十二月三十日法律第百八号)および同法	
	に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税	
	法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)および同法	
	に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	

(サービス提供区域)

第4条 電話サービス等は別記1に定める区域において提供します。

第2章 電話サービス等の種類

(電話サービス等の種類)

第5条 電話サービス等には次の種類があります。

種類		内 容
電話サービス 1.一般電話サービス		一般電話番号(その通話の通信料の支払義
		務を要する者を着信先である一般電話契
		約者として通話を行うために当社が一般
		電話契約者に付与する番号をいう。以下同
		じとする。) により行う電話サービス
総合ディジタル	1.一般 ISDN サービス	総合ディジタル通信サービス
通信サービス		

第3章 一般電話契約

(契約の単位)

第6条 当社は、他社契約回線1回線ごとに1の一般電話契約を締結します。この場合、 一般電話契約者は、1の電話契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第7条 一般電話契約の申込みをするときは、当社所定の申込書を電話サービス取扱所に 提出していただきます。

(契約申込の承諾)

- 第8条 当社は、一般電話契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その一般電話契約の申 込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 一般電話契約を他社契約回線が携帯・自動車電話設備で利用するときに、一般電話 契約の申込みをした者が、他社契約回線利用契約を締結した者と同一の者とならな いとき及びその申込みをした者が、当社の与信基準を満たせないと当社が判断した とき。
 - (2) 一般電話契約に係る申込みの内容が、相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (3) 一般電話契約の申込みをした者が、一般電話契約に係る料金の支払いを現に怠り、 または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第49条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき
 - (5) 一般電話契約の申込みをした者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反

する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。

(6) その他電話サービス等に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(番号の付与)

- 第9条 当社は1の一般電話サービスについて1の一般電話番号を付与します。
- 2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、一般電話番号を 変更することがあります。この場合、当社はあらかじめそのことを一般電話契約者に通 知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(協定事業者の契約約款等による制約等)

第 10 条 一般電話契約者は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、他 社契約回線を利用することができない場合においては、電話サービス等を利用すること はできません。

(国際通信利用休止)

第 11 条 当社は、一般電話契約者から請求があったときは、利用休止(その他社契約回線からの国際通信(料金表第 1 表(通信料金)に定める通信をいいます。以下同じとします。)に係わる電話サービス等を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。利用中止の請求をする場合は、あらかじめ当社所定の書面によりその旨を電話サービス取扱所に提出してください。利用の再開を請求する場合も同じとします。

(権利の譲渡)

第 12 条 一般電話契約に基づいて当社から電話サービス等の提供を受ける権利は、譲渡 することができません。

(利用限度)

第13条 当社は、一般電話契約者が当社に支払うべき電話サービス等の料金の累積額(既に当社に支払われた金額を除きます。また、通話料金を月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に対して定まる割引率を乗じて得た額を割り引く取扱いを行っている場合は、その割り引く前の金額とします。)について、次のいずれかに該当する場合は、限度額(以下本条において「利用限度額」といいます。)を定めることがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加しまたは増加することが予想される者
- (2) 電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある者 2 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を 通知します。この場合、契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったも

- のとみなします。
- 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 4 当社は、第1項に定める電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、
- 一般電話契約者に電話サービス等の提供を行わないことがあります。
- 5 一般電話契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用 限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第42 条(通信料金の支払義務)第1項の 規定の適用を免れるものではありません。
- 6 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは一般電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。
- (注) 本条第3項に規定する当社が別に定める利用限度額は、5万円(税込)とします。

(契約者が行う契約の解除)

第 14 条 一般電話契約者は、一般電話契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 10 日前までに、当社所定の書面によりその旨を電話サービス取扱所に通知してください。

(当社が行う契約の解除)

- 第 15 条 当社は、次の場合には、その一般電話契約を解除することがあります。
 - (1) 第29条(利用停止)第1項の規定により利用停止した場合において、一般電話契約者がなお同条第1項各号に該当する場合は、一般電話契約を解除することがあります。
 - (2) 連続する6ヶ月(料金表通則に規定する料金が発生する月をいいます。以下この条において同じとします。)の各月のいずれにおいても、当該一般電話契約に基づいて通信が行われなかったとき。
 - (3) 当社が、一般電話契約について、破産、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- 2 当社は、第1項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が電話サービス等に係る 業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちにその 一般電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前3項の規定により一般電話契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を一般電話契約者に通知します。

(他社契約回線利用契約の解除等に伴う一般電話契約の取扱い)

第 16 条 一般電話契約者は、他社契約回線について、協定事業者が定める契約約款及び 料金表の規定による他社契約回線利用契約の解除、利用休止、電話加入権等(協定事業 者と他社契約回線利用契約を締結したものがその他社契約回線利用契約に基づき、協定 事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡、 電話番号の変更または移転があるときはそのことを電話サービス取扱所に通知してください。

2 当社は、前項の通知があったとき、またはその事実を知ったときは、その時点でその 一般電話契約を解除します。ただし、その通知が電話番号の変更または移転に係るもの であって、変更後の電話番号または移転先が第4条(サービス提供区域)の規定に該当 するときは、その一般電話契約は継続するものとします。

(その他の提供条件)

第 17 条 一般電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第4章 着払電話契約

第 18 条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第 26 条 削除

第 27 条 削除

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第28条 当社は、次の場合には、電話サービス等の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき(相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます)。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼を発生させたことにより、現に通信が輻輳 し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第36条(重要通信の取扱い)の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話サービス等の利用を中止するときは、あらかじめその ことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間(本約款の規定により、支払いを要することとなったその電話サービス等に係る料金、割増金、延滞利息等の料金またはその他の債務を支払わないときは、それら全てが支払われるまでの間)、その電話サービス等の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、当社が請求書において指定する期日(以下「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が、その者の他の電話契約等または直加入サービス契約約款に定める直加入契約に係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 契約者の電話契約等に係る申込み、契約者の地位の承継の届出または契約者の氏名 等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号または住所若しくは居所に関し 事実に反する申告を行ったことを当社が確認したとき。
 - (4) 第 38 条 (国際通信の利用制限) または第 49 条 (契約者の義務) の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 当社の了承を得ずに、当社契約者回線等に、自衛端末設備、自衛電気通信設備、当 社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信 サービスに係わる電気通信回線を接続したとき。
 - (6) 当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に、契約者が当社の行う検査を拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (7) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、電話サービス等に係る業務 の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあ る行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話契約等に係る電話サービス等の利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を契約者に通知します。ただし、前項第4号により、電話サービスの利用停止を行うとき(第49条(契約者の義務)第1項第4号の規定の違反により、電話サービスの利用停止を行うときに限ります。)であって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(接続休止)

- 第 30 条 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、契約者は他社相互接続通信(その協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。
- 2 前項の場合に、契約者が他社相互接続通信を全く利用することができなくなったとき

は、当社は電話サービス等の接続休止(当社の電気通信設備に係る通信と他社相互接続 通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、その電話サービス等について、契約者から電話契約等の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の規定により電話サービス等の接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。
- 4 第2項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、 その接続休止の期間を経過した日において、その電話契約等は解除されたものとして取 り扱います。

第6章 通信の取扱い

(通信の種類)

第31条 電話サービス等に係る通信の種類は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

(電話サービス等に係る通信)

第 32 条 電話サービス等は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

(通話以外の通信の取扱い)

第 33 条 電話サービス等を利用して行う通話以外の通信(総合ディジタル通信サービス にあっては、64kb/s の伝送速度により符合、音響または映像を伝送交換することとなる 通信を除きます。) は、これを通話とみなして取り扱います。

(国際通信の取扱地域)

第34条 国際通信の取扱地域は料金表題1表第2(通信料金)に定めるとおりとします。

(外国における取扱い)

第 35 条 国際通信の取扱いについては、外国の法令及び外国の電気通信事業者が定める 契約約款等により制限されることがあります。

(重要通信の取扱い)

第 36 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保または秩序の維持のため必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信

を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている他社契約回線以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域のへの通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関 (海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国または地方公共団体の機関

(通信時間等の制限)

第 37 条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域への通信の利用を制限することがあります。

(国際通信の利用制限)

第38条 一般電話契約者は、コールバックサービス(他社契約回線から発信する電話サービス等に係わる国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする携帯の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、次の方式のものを利用し、または他人に利用される態様で国際通信を行ってはなりません。

区別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が
	行われ、契約者がコールバックの利用を行
	う場合のみ、それに対応することで提供が
	なされるコールバックの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係わる
	通信時間の測定を行うために用いる応答信

号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

(通信時間の測定等)

第39条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

- 第 40 条 電話サービス等の料金は、料金表第 1 表に規定する基本料金及び通信料金とします。
- 2 工事に関する費用は、料金表第2表に定めるところによります。
- 3 当社は状況に応じて特定の契約者と個別の料金設定を行うことがあります。

第41条 削除

(通信料金の支払義務)

第 42 条 電話契約等を締結したときは、契約者は、次の通信について、当社が測定した 通信時間と料金表の規定とに基づいて算定した通信料金を支払わなければなりません。

区別		支払を要する者
一般電話サービス	他社契約回線から行った通信	その他社契約回線の一般電話
または一般 ISDN サ	(その一般電話契約者以外の者	契約者
ービスに係わる通	が行った通信を含みます。)	
信		

2 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第43条 削除

(料金の計算方法)

第44条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 45 条 契約者は、電話サービス等の料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する

額に消費税相当額を加算した額(料金表通則の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金については、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払わなければなりません。

(延滞利息)

第 46 条 契約者は、電話サービス等に係る料金その他の債務(延滞利息を除きます。以下本条において同じとします。)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日からその支払の日の前日までの日数について、年 14.5 パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があったときは、この限りではありません。

第8章 保守

(修理または復旧の順位)

第 47 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 35 条 (重要通信の取扱い)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順 位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備	
	気象機関に設置されるもの	
	水防機関に設置されるもの	
	消防機関に設置されるもの	
	災害救助機関に設置されるもの	
1	警察機関に設置されるもの	
	防衛機関に設置されるもの	
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	
2	選挙管理機関に設置されるもの	
2	別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設	
	置されるもの	
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの	

	国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第 1 順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(責任の制限等)

- 第 48 条 当社は、電話サービス等を提供すべき場合において、当社または協定事業者の 責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったとき(その提供を行わなかったことの 原因が、本邦の相互接続点より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除 きます。)は、契約者が電話サービス等を全く利用できない状態(その電話サービス等に 係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程 度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社 が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に 損害を賠償します。ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款及び料金表に定 めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、電話サービス等が全くで利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表第1表第1(基本料金)に規定する基本料金
 - (2) 料金表第 1 表第 2 (通信料金) に規定する料金 (電話サービス等を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月 (料金表通則に規定する暦月をいいます。) の前 6 ヶ月の 1 日あたりの平均の通信に係る料金 (前 6 ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)
- 3 第 1 項の場合を除き、当社は電話サービス等の提供にあたって、電話サービス等を利用する方に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により電話サービス等の提供を行わなかったときは、この限りではありません。

第 10 章 雑則

(契約者の義務)

- 第49条 契約者は、電話サービス等の利用において次の事項を守らなければなりません。
 - (1) 善良な管理者の注意をもって当社が設置する電気通信設備を保管すること。
 - (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、当社が設置する電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、または分解しないこと。
 - (3) 当社が承諾したときまたは天災その他の災害に対して保護する必要があるときを 除き、当社が設置する電気通信設備に線条を連絡し、または他の機械を取り付けな いこと。
 - (4) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信輻輳を生じさせるおそれがある行為を 行なわないこと。
 - (5) 故意に他社契約回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (6) 違法にまたは公序良俗に反する態様で、電話サービス等を利用しないこと。
 - (7) 前各号のほか電話サービス等に係る当社の業務に妨害を与える行為をしないこと。
- 2 契約者は、前項の規定の適用については、当社が設置する電気通信設備の利用、管理 について、善良な管理者の注意を怠った場合、契約者以外の方の行為についても当社に 対して責任を負わなければなりません。
- 3 契約者は、前 2 項の規定に違反して、その電気通信設備を亡失し、または毀損したと きは、その補充、修理その他の工事に要する費用を負担しなければなりません。

(承諾の限界)

第 50 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、電話サービス等に係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第 51 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者(その協定事業者と他社 相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。)の氏名、住所及び電話番号をそ の協定事業者に通知することがあります。

(契約者の異動に関する協定事業者からの通知)

第52条 当社は、契約者から第16条(他社契約回線利用契約の解除等に伴う一般電話契約の取扱い)の規定による通知がない場合においては、これらの変更事項について当該協定事業者へ照会し、その通知を受けることがあるものとし、契約者は、これを承認していただきます。

第53条 削除

第54条 削除

(協定事業者による電話サービス等に関する料金の回収代行)

第 55 条 当社は、電話等契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、当社が本 約款の規定によりその電話等契約者に請求することとした料金または工事に関する費用に ついて、当社の代理人として協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下こ の条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その請求をした電話等契約者が、当社が請求することとした料金または工事に関す る費用の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) その電話等契約者の請求について、協定事業者が承諾しないとき。
- (3) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 前項の規定により協定事業者が請求した料金または工事に関する費用について、その電話等契約者が、協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、その電話等契約者に係る前項の取扱いを廃止します。
- (注)本条第1項に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及 び西日本電信電話株式会社とします。

(法令に規定する事項)

第56条 電話サービス等の提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、 その定めるところによります。

(閲覧)

第 57 条 本約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧 に供します。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 58 条 電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記 8 に定めるところによります。

1 サービス提供区域

- (1) 電話サービス等の提供区域
 - ① 一般電話契約に係わる電話サービス等次に掲げる都県の区域において提供します。ただし、携帯・自動車設備による電話サービス等については、全国において提供します。

北海道(札幌、千歳、夕張、栗山、芦別、滝川、岩見沢、当別、石狩、小樽、余市、岩内、具知安、寿都、伊達、室蘭、苫小牧、早来、鵡川、門別富川、浦河、静内、えりも地域)、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、福岡県

ただし以下の地域を除きます。

東京都の島嶼、広島県大竹市、福岡県豊前市、築上郡(新吉富町、大平町及び吉富町に限る。)

- (2) 当社は、一般電話契約に係る電話サービス等の提供区域について閲覧に供します。
- (3) 電話サービス等は、相互接続点相互間(1の相互接続点に終始する場合を含みます。)及び相互接続点と直加入サービス契約約款に規定する当社契約回線等の 終端との間において提供します。

2 契約者の地位の継承

- (1) 契約者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する 法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。
- (2) (1)の規定により契約者の地位を承継した方は、速やか契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- (3)(1)の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、 そのうち1人を代表者と定め、(2)の手続きをとってください。代表者を変更する ときも同様とします。
- (4) (3)の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名若しくは商号または住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを電話サービス取扱所に届け出てください。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 新聞社等の基準

区 分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発
	行する新聞社
	(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を
	報道し、または論議することを目的として、
	あまねく発売されること。
	(2) 発行部数が1の題号について、8,000 部
	以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25 年法律第131 号)の規定に
	より放送局の免許を受けた者。
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1欄の
	基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載
	し、または放送事業者が放送をするための
	ニュースまたは情報(広告を除きます。)
	をいいます。)を供給することを主な目的
	とする通信社

5 当社の責任維持

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省第30号)に適合するように維持します。

6 他社契約回線に係わる協定事業者

(1) 一般電話契約に係わるもの

他社契約回線の区分	協定事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
1. 固定端末設備	東日本電信電話	加入電話契約、臨時加	電話サービス契約約
	株式会社	入電話契約または着信	款
		用電話契約	
		第1 種契約、臨時第1	総合ディジタル通信
		種契約、第2 種契約ま	サービス契約約款
		たは臨時第2 種契約	
	西日本電信電話	加入電話契約、臨時加	電話サービス契約約
	株式会社	入電話契約または着信	款
		用電話契約	
		第 1 種契約、臨時第 1	総合ディジタル通信
		種契約、第2種契約ま	サービス契約約款

Α サービス契
款
電話サービス契
款
信サービス契約
信サービス契約
ナービス契約約

管轄裁判所

本約款に関する訴訟については、その債権額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

料金表

通則

(料金の設定)

1 電話サービス等に係る料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とをあわせて 当社が設定します。ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより その協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

2 当社は、一般電話契約者がその一般電話契約に基づいて支払っていただく通信料金は 暦月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。

- 3 当社は次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」 といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日にサービスの提供を開始したとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除があったとき。
 - (3) 暦の初日にサービスの提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 3の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、 その端数を切り捨てます。ただし、本約款において別に定めがあるときは、この限りで はありません。

(料金の支払方法)

6 契約者は、料金について当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

7 第1条(約款の適用)、第40条(料金及び工事に関する費用)から第43条(工事に関する費用の支払義務)までの規定その他約款の規定によりこの料金表に定める料金の支払を要するものとされている額は、税込の表示のないものについては、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

8 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわら

ず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(小額料金の翌月請求)

9 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が 1,000 円未満 (税込) の場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

第1表 電話サービス等の料金

第1 基本料金

1 適用

基本料金は、一般電話サービス及び一般 ISDN サービスプランIVについて適用します。

2 料金額

プランⅣ 0円/月額 1契約ごとに

第2 通信料金

1 適用

(1) 料金の設定

通信料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

(2) 当社は、電話サービス等に係る通信に料金の適用にあたって次のとおり種類等を設定します。

① 通信の種類

	種類	適用する通信
1	国内通信	本邦内において終始する通信
2	国際通信	本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事
		衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局
		をいいます。以下同じとします。)を含みます。)との間で行
		われる通信

備考

- 1. 携帯・自動車電話設備から発信する一般電話サービスに係る通話は、国際通信に限ります。
- 2. 総合ディジタル通信サービスに係る国際通信は、通話のみ行うことができます。

② 国内通信の区分

区分	適用する通信
1 市内通信	単一の単位料金区域(別記6の表中1 欄に定める他社契約回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定める単位
	料金区域に準じて当社が設定する区域をいいます。) 内に終始する通信
2 県内市外通信	同一の都県(その都県の区域について平成11 年郵政省令第 24 号で定めがある場合は、その定めによります。)の区域

	内に終始する通信のうち1以外の通信であって、携帯・自動
	車電話設備及び公衆電話設備に係る通信を除くもの
3 県間市外通信	1及び2以外の通信であって、携帯・自動車電話設備及び公衆
	電話設備に係る通信を除くもの
4 携帯・自動車	携帯・自動車電話設備に係る通信
電話設備への通信	
5 その他通信	公衆電話設備に係る通信であって1以外の通信

(3) 通信時間の測定等

- ① 通信時間は、双方の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けて その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社及び協定事業者の 機器により測定します。
- ② 回線の故障等通信を発信した者または着信した者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、①の通信時間に算入しません。

(4) プランに係る料金の適用

ア 当社は、一般電話サービス及び一般 ISDN サービスに係わる国内通信に係わる料金を適用するにあたって、次表のプランを定めます。

(i) 市内、県内市外、県間市外通信にかかわるもの (6 円電話)

区分	内容
プラン I	このプランを選択する一般電話契約者の
	他社契約回線に係る通信料金について
	2(料金額)の 2-1-1 (1) に規定する料金を
	適用するもの
プランⅡ	このプランを選択する一般電話契約者の
	他社契約回線に係る通信料金について
	2(料金額)の 2-1-1(2) に規定する料金を
	適用するもの
プランⅢ	同一の一般電話契約者がその者の 20 以
	上の一般電話契約においてこのプランを
	選択する場合に、そのすべての他社契約
	回線に係る通信料金について 2(料金額)
	の 2-1-1 (3) に規定する料金を適用する
	もの

プランⅣ	このプランを選択する一般電話契約者の		
	他社契約回線に係る通信料金について2		
	(料金額)の2-1-1(6)に規定する料金を		
	適用するもの		

(ii) 携帯・自動車電話設備への通信にかかわるもの (ロクゼロ携帯)

区分	内容
プラン α	このプランを選択する一般電話契約者の
	他社契約回線に係る通信料金について2
	(料金額)の2-1-1(4)に規定する料金を
	適用するもの
プラン β	このプランを選択する一般電話契約者の
	他社契約回線に係る通信料金について2
	(料金額)の2-1-1(5)に規定する料金を
	適用するもの

- イ 一般電話契約者は、アに規定するプランから、(i)、(ii)についてあらかじめ何れかのプランを1つずつ選択し、電話サービス取扱所に申し出ていただきます。ただし(i)でプランⅣを選択した場合は(ii)においてプランβを選択することはできません。
- ウ イにおいて、特段の申出がなかったときは、当社は、一般電話契約者がプラン I、プランαを選択したものとみなして取り扱います。
- エ 一般電話契約者は、暦月の途中でイまたはウの規定により選択したプランを変更することはできません。変更しようとするときは、その前月の末日の 10 日前までにその旨を当社に請求していただきます。

(5) 削除

- (6) 一般電話契約 (携帯・自動車電話設備からの発信を除きます。以下この項において同じとします) の申込みに係る料金控除の適用
 - ア 当社は、一般電話契約の申込みを受け、承諾したときは、当社がその一般電話契約に係る電話サービス等の提供開始日の属する月(以下(6)において「料金開始月」といいます。)の通信の通信料金に係る月間累計額から、1,000円を控除します。(以下(6)において「申込みに係る料金控除の適用」といいます。)ただし、一般電話契約者からの申出により、1の請求書において複数の一般電話契約に係る通信の通信料金を含む支払いの請求を行う場合に、申込みに係る料金控除の適用をするときは、1の請求書に係る月間累計額から 1,000円に同一の料金開始月により申込みに係る料金控除の適用を受ける一般電話契約の数を乗じて得た額を控除するものとします。
 - イ アに規定する申込みに係る料金控除の適用において、利用開始月における通信の 通信料金の 1 の請求書に係る月間累計額がアに規定する控除額に満たない場合は、

その利用開始月の通信の通信料金の月間累計額から同額を控除するものとし、その 控除した額とアに規定する控除額との差額を翌月における通信の通信料金の月間累 計額から控除します。ただし、翌月における通信の 1 の請求書に係る通信料金の月 間累計額が差額に満たない場合は、その通信料金の月間累計額と同額を控除し、そ の一般電話契約の申込みに係る料金控除の適用を終了します。

- ウ ア及びイに規定する申込みに係る料金控除の適用の実施期間中に一般電話契約者 がその一般電話契約を解除し、新たに一般電話契約の申込みをした場合は、当社は、 その一般電話契約について、申込みに係る料金控除の適用をしないことがあります。
- (7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の 取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、 次のとおりとします。

① 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する月の前12ヶ月の各月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

② ①以外の場合 把握可能な実績に基づき①に準じて算出した額

(8) 本邦とインマルサットシステムに係わる移動地球局との間の通信の取扱い 本邦とインマルサットインマルサットシステムに係わる移動地球局との間で行われ る通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信と して取扱います。

2 料金額

通信料金

2-1 国内通信の通信料金

2-1-1 一般電話サービス及び一般 ISDN サービスの通信料金

(1)プラン I

区 分	次の秒数までごとに 6.6 円
1. 市内通信	120
2. 県内市外通信	120
3. 県間市外通信	120

(2) プランⅡ

3分までごとに

区 分	料金額
市内通信	9.02 円
県内市外通信	9.02 円
県間市外通信	9.02 円

(3) プランⅢ

区 分	次の秒数までごとに 5.94 円
1. 市内通信	120
2. 県内市外通信	120
3. 県間市外通信	120

(4) プランα

1分までごとに

区 分		料金額
4	携帯・自動車電話設備への通信	19.8 円
5	ワイドスターⅢへの通話	301 円

[※]ワイドスターⅢは株式会社 NTT ドコモが提供する衛星電話サービスです。

(5) プランβ

区 分	次の秒数までごとに 11 円
4 携帯・自動車電話設備への通信	27.5

1分までごとに

区 分	料金額
5 ワイドスターⅢへの通話	301 円

[※]ワイドスターⅢは株式会社 NTT ドコモが提供する衛星電話サービスです。

(6) プランⅣ

3分までごとに

区 分	料金額
市内通信	9.02 円
県内市外通信	9.02 円
県間市外通信	9.02 円

2-2 国際通信の通信料金及び取扱地域 (課税対象外)

1 分までごとに

			1分まじことに
	固定端末設備	固定端末設備	携帯・自動車
	から発信する	から発信する	電話設備から
	場合(国内通	場合(国内通	発信する場合
地域	信でプラン	信でプランⅣ	
	Ι、Ι、ΠΟ	を選択した場	
	いずれかを選	合)	
	択した場合)		
アイスランド共和国	60 円	31 円	73 円
アイルランド	60 円	20 円	73 円
アゼルバイジャン共和国	60 円	64 円	73 円
アセンション島	100円	80 円	113 円
アゾレス諸島	60 円	35 円	73 円
アフガニスタン・イスラム共和国	120 円	76 円	155 円
アメリカ合衆国(アラスカおよびハワイ	15 m	ОП	20 П
を除きます。)	15 円	8円	28 円
アラスカ	15 円	8円	28 円
アラブ首長国連邦	100円	50円	113 円
アルジェリア民主人民共和国	90 円	47 円	103 円
アルゼンチン共和国	70 円	32 円	83 円
アルバ	70 円	32 円	83 円
アルバニア共和国	80 円	47 円	93 円
アルメニア共和国	80 円	64 円	93 円
アンゴラ共和国	90 円	45 円	103 円
アンティグア・バーブーダ	70 円	32 円	83 円
アンドラ公国	60 円	24 円	73 円
イエメン共和国	100円	84 円	113円
イスラエル国	100円	30円	113円
イタリア共和国	30円	20 円	43 円
イラク共和国	100円	84 円	113円
イラン・イスラム共和国	100円	80円	113円
インド	90円	80円	103 円
インドネシア共和国	60 円	45 円	73 円
ウガンダ共和国	90円	50円	103 円
ウクライナ	80 円	50円	93 円
	1	l	

ウズベキスタン共和国	80 円	64 円	93 円
ウルグアイ東方共和国	70 円	32 円	83 円
英領バージン諸島	50 円	40 円	63 円
エクアドル共和国	70 円	32 円	83 円
エジプト・アラブ共和国	100円	75 円	113 円
エスワティニ王国	90円	45 円	103 円
エストニア共和国	80 円	39 円	93 円
エチオピア連邦民主共和国	100円	80 円	113 円
エリトリア国	100円	80 円	113 円
エルサルバドル共和国	70 円	32 円	83 円
オーストラリア連邦	33 円	20 円	46 円
オーストリア共和国	60 円	30円	73 円
オマーン国	90円	80円	113 円
オランダ王国	60 円	20 円	73 円
オランダ領アンティール	70 円	32 円	83 円
ガーナ共和国	90 円	70 円	103 円
カーボベルデ共和国	100円	75 円	113 円
カザフスタン共和国	80 円	64 円	93 円
カタール国	90 円	84 円	113 円
カナダ	15 円	8円	28 円
カナリア諸島	60 円	30 円	73 円
ガボン共和国	90 円	70 円	103 円
カメルーン共和国	100円	80 円	113 円
ガンビア共和国	100円	71 円	113 円
カンボジア王国	90 円	48 円	103 円
ギニアビサウ共和国	100円	100円	113 円
ギニア共和国	90 円	70 円	103 円
キプロス共和国	90 円	45 円	113 円
キューバ共和国	100円	100円	113 円
ギリシャ共和国	60 円	35 円	73 円
キリバス共和国	70 円	70 円	83 円
キルギス共和国	80 円	64 円	93 円
グアテマラ共和国	70 円	32 円	83 円
グアドループ島	70 円	32 円	83 円
グアム	40 円	20 円	63 円
クウェート国	90 円	80 円	113 円

クック諸島	70 円	70 円	83 円
グリーンランド	60 円	60 円	73 円
クリスマス島	60 円	60 円	83 円
グルジア	80 円	64 円	93 円
グレート・ブリテンおよび北部アイルラ	20 П	20 П	42 FB
ンド連合王国	30 円	20 円	43 円
グレナダ	70 円	32 円	83 円
クロアチア共和国	80 円	55 円	93 円
ケイマン諸島	70 円	32 円	83 円
ケニア共和国	100円	75 円	113 円
コートジボワール共和国	100円	80 円	113 円
ココス・キーリング諸島	60 円	60 円	83 円
コスタリカ共和国	70 円	32 円	83 円
コモロ連合	100円	72 円	113 円
コロンビア共和国	70 円	32 円	83 円
コンゴ共和国	90 円	71 円	103 円
コンゴ民主共和国	90 円	71 円	113 円
サイパン	40 円	30 円	63 円
サウジアラビア王国	100円	80 円	113 円
サモア独立国	70 円	52 円	83 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	100円	100円	113 円
ザンビア共和国	90 円	70 円	103 円
サンピエール島・ミクロン島	50円	40 円	63 円
サンマリノ共和国	60 円	48 円	73 円
シエラレオネ共和国	100円	80 円	113 円
ジブチ共和国	100円	71 円	113 円
ジブラルタル	60 円	47 円	73 円
ジャマイカ	70 円	32 円	83 円
シリア・アラブ共和国	90 円	84 円	113 円
シンガポール共和国	40 円	20 円	53 円
シント・マールテン	70 円	32 円	83 円
ジンバブエ共和国	90 円	70 円	103 円
スイス連邦	60 円	23 円	73 円
スウェーデン王国	60 円	20 円	73 円
スーダン共和国	90 円	71 円	103 円
スペイン	60 円	30円	73 円

スペイン領北アフリカ	60 円	30 円	73 円
スリナム共和国	100円	80 円	113円
スリランカ民主社会主義共和国	90 円	75 円	103 円
スロバキア共和国	80 円	45 円	93 円
スロベニア共和国	80 円	47 円	93 円
赤道ギニア共和国	90 円	72 円	103 円
セネガル共和国	100円	80 円	113 円
セルビア共和国	80 円	55 円	93 円
セントクリストファー・ネイビス	100円	80 円	113 円
セントビンセントおよびグレナディー ン諸島	70 円	32 円	83 円
ソマリア民主共和国	100円	100円	113円
ソロモン諸島	70 円	70 円	83 円
タークスおよびカイコス諸島	70 円	32 円	83 円
タイ王国	60 円	45 円	73 円
大韓民国	33 円	20 円	46 円
台湾	43 円	30 円	56 円
タジキスタン共和国	80 円	60 円	93 円
タンザニア連合共和国	100円	80 円	113 円
チェコ共和国	80 円	45 円	93 円
チャド共和国	100円	72 円	113 円
中央アフリカ共和国	90 円	72 円	103 円
中華人民共和国	50 円	30 円	63 円
チュニジア共和国	90 円	70 円	103 円
朝鮮民主主義人民共和国	90 円	90 円	103 円
チリ共和国	70 円	32 円	83 円
ツバル	70 円	70 円	83 円
デンマーク王国	60 円	30 円	73 円
ドイツ連邦共和国	30 円	20 円	43 円
トーゴ共和国	100円	79 円	113 円
トケラウ諸島	80 円	80 円	93 円
ドミニカ共和国	70 円	32 円	83 円
トリニダード・トバゴ共和国	70 円	32 円	83 円
トルクメニスタン	80 円	64 円	93 円
トルコ共和国	60 円	45 円	73 円
トンガ王国	70 円	52 円	83 円

ナイジェリア連邦共和国	100円	80 円	113 円
ナウル共和国	70 円	70 円	83 円
ナミビア共和国	90 円	72 円	103 円
ニウエ	80 円	80 円	93 円
ニカラグア共和国	70 円	32 円	83 円
ニジェール共和国	90円	70 円	103 円
ニューカレドニア	70 円	52 円	83 円
ニュージーランド	50円	25 円	63 円
ネパール	90 円	76 円	103 円
ノーフォーク島	60 円	60 円	83 円
ノルウェー王国	60 円	20 円	73 円
バーレーン王国	90 円	80 円	113 円
ハイチ共和国	100円	75 円	113 円
パキスタン・イスラム共和国	90 円	70 円	103 円
バチカン市国	30 円	20 円	43 円
パナマ共和国	70 円	32 円	83 円
バヌアツ共和国	80 円	80 円	93 円
バハマ国	70 円	32 円	83 円
パプアニューギニア独立国	70 円	70 円	83 円
バミューダ諸島	70 円	32 円	83 円
パラオ共和国	70 円	70 円	83 円
パラグアイ共和国	100円	60 円	113 円
バルバドス	70 円	32 円	83 円
ハワイ	15 円	8 円	28 円
ハンガリー共和国	80 円	35 円	93 円
バングラデシュ人民共和国	90 円	70 円	103 円
東ティモール	90 円	90 円	103 円
フィジー共和国	70 円	50円	83 円
フィリピン共和国	50 円	30 円	63 円
フィンランド共和国	60 円	23 円	73 円
ブータン王国	90 円	70 円	103 円
プエルトリコ	50 円	40 円	63 円
フェロー諸島	60 円	48 円	73 円
フォークランド諸島	70 円	70 円	83 円
ブラジル連邦共和国	50 円	30円	73 円
フランス共和国	30円	20 円	43 円

フランス領ギアナ	70 円	32 円	83 円
フランス領ポリネシア	70 円	50円	83 円
ブルガリア共和国	80 円	55 円	93 円
ブルキナファソ	100円	80 円	113円
ブルネイ・ダルサラーム国	60 円	48 円	73 円
ブルンジ共和国	90 円	70 円	103 円
米領サモア	70 円	50円	83 円
米領バージン諸島	50 円	20 円	63 円
ベトナム社会主義共和国	90 円	48 円	103 円
ベナン共和国	100円	80 円	113円
ベネズエラ・ボリバル共和国	70 円	32 円	83 円
ベラルーシ共和国	80 円	64 円	93 円
ベリーズ	70 円	32 円	83 円
ペルー共和国	70 円	32 円	83 円
ベルギー王国	60 円	20 円	73 円
ポーランド共和国	80 円	40 円	93 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	80 円	60 円	93 円
ボツワナ共和国	90 円	72 円	103 円
ボリビア共和国	70 円	32 円	83 円
ポルトガル共和国	60 円	35 円	73 円
香港	33 円	20 円	46 円
ホンジュラス共和国	70 円	70 円	83 円
マーシャル諸島共和国	70 円	52 円	83 円
マイヨット島	90 円	72 円	103 円
マカオ	50 円	30 円	63 円
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80 円	64 円	93 円
マダガスカル共和国	100円	72 円	113 円
マディラ諸島	60 円	35 円	73 円
マラウイ共和国	100円	71 円	113 円
マリ共和国	100円	47 円	113 円
マルタ共和国	60 円	48 円	73 円
マルチニーク島	70 円	32 円	83 円
マレーシア	53 円	30円	66 円
ミクロネシア連邦	70 円	52 円	83 円
南アフリカ共和国	90 円	72 円	103 円
南スーダン共和国	90 円	71 円	103 円

ミャンマー連邦	90 円	48 円	103 円
メキシコ合衆国	50 円	35 円	63 円
モーリシャス共和国	100円	70 円	113 円
モーリタニア・イスラム共和国	90 円	72 円	103 円
モザンビーク共和国	100円	80 円	113 円
モナコ公国	60 円	24 円	73 円
モルディヴ共和国	90 円	72 円	103 円
モロッコ王国	100円	70 円	113 円
モンゴル国	90 円	48 円	103 円
モンセラット	100円	80 円	113 円
モンテネグロ	80 円	55 円	93 円
ヨルダン・ハシミテ王国	90 円	79 円	113円
ラオス人民民主共和国	90 円	48 円	103 円
ラトビア共和国	80 円	64 円	93 円
リトアニア共和国	80 円	60 円	93 円
リビア国	90 円	70 円	103 円
リヒテンシュタイン公国	60 円	30 円	73 円
リベリア共和国	90 円	72 円	103 円
ルーマニア	80 円	60 円	93 円
ルクセンブルク大公国	60 円	35 円	73 円
ルワンダ共和国	90 円	72 円	103 円
レソト王国	90 円	70 円	103 円
レバノン共和国	100円	80 円	113 円
レユニオン	90 円	70 円	103 円
ロシア連邦	80 円	45 円	93 円
インマルサット-F/BGAN	400 円	209 円	413 円

第2表 工事に関する費用 削除

第3表 附帯サービスに関する料金 削除

料金表別表 1 選択制による通信料金の月極割引 削除 料金表別表 2 選択制による通信料金の月極割引 削除 料金表別表 3 選択制による通信料金の月極割引 削除

料金表別表 4 選択制による通信料金の月極割引 割引選択回線群を単位とする一般通信の通信料金の月極割引

区	分	内:	容	
(1)	定義	ア 「割引選択回線群を単位とする一般通信の通信の月極割引」とは、		
		次表に規定する定額料を支払った	場合に、割引選択回線群(この月	
		極割引を選択する他社契約回線に	より構成される回線群であって、	
		その通信に関する料金が1の請求	書により請求されるものをいいま	
		す。以下この表において同じとし	ます。)に係る一般通信サービス	
		に係る通信(以下この表において	「一般通信」といいます。)に関	
		する料金の月間累計額について、[司表に規定する額の割引を行うこ	
		とをいいます。但し本割引は料金:	表 2-1-1 (1)に規定するプラン I	
		及び(2)に規定するプランⅡを対	対象とします。	
			割引選択回線群ごとに	
		定額料	額 1, 000, 000 円 (税込)	
		割引額		
		市内通信		
		割引選択回線群に係る市内通 信に関する料金の月間累計額		
			אמולנים	
		10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市	
		(税込)	内通信に関する料金の月間累し	
			計額に 0.10 を乗じて得た額	
		 イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金		
		1		
		「割引選択代表回線」といいます。)の一般電話契約者に請求しま - オ		
(0)	-7.=#	す。 ア この月極割引を選択する一般電話契約者は、1 の割引選択回線群		
(2)	承諾			
		を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、そ		
		の申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割 引選択代表回線を指定していただきます。		
		り選択代表回線を指定していたださます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する		
		イ 当社は、アに規定する甲出があったときは、次の各号に該当する 場合に限り、これを承諾します。		
		(ア) その申出のあった他社契約	1回線に係る通信の料金明細内記	
		が記録されているとき。	가는 네까 (스 NK O VG IC) 스스 나고 3도 스키네비 및 마시	
		(イ) その申出のあった他社契約	回線が割引選択代表回線に係る	
		一般電話契約者と同一の者に係る		

回線の一般電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することに ついて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)

- (ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線 群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、その 料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれが ないとき。
- (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の 遂行上著しい支障がないとき。
- (オ) その申出のあった割引選択回線群が、他社契約回線により構成される回線群であるとき。

(3) 月極割引 の適用

- ア 割引選択回線群に係る一般通信の通信料金の月間累計は、暦月 単位で行います。
- イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を 含む月の翌月の初日からとします。
- ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている他社契約回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。
 - (ア) 一般電話契約の解除があったとき。
 - (イ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線 群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、そ の料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して 支払わないとき。
 - (ウ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (エ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に 規定するとおりとします。この場合、同一月内において、次表の 1 欄の規定による月極割引の廃止後 2 欄及び 3 欄の規定に該当する 場合が生じたときは、それぞれ 2 欄及び 3 欄の規定によるものと します。

区分	月極割引の適用
1 2から3以外により、月極	月極割引の廃止日を含む暦月
割引の廃止があったとき。	の末日までの一般通信の料金
	について、この月極割引を適用
	します。

(4)1 他社契 のの通知 の の計算	2 一般電話契約が解除になったとき。
	契約回線当たりの一般通信の通信料金を合計した額を控除し、残
	額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る
	一般通信の通信料金に加算します。

料金表別表 5 選択制による通信料金の月極割引

電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする一般通信料金の月極割引

区	分	内:			
(1)	定義	ア 「電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする一般通信料			
		金の月極割引」とは、次表に規定	する定額料を支払った場合に、割		
		引選択回線群(この月極割引を選	択する他社利用回線により構成さ		
		れる回線群であって、この回線群	を代表する他社利用回線(以下こ		
		の表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者を電気			
		通信事業者(事業法第 9 条第 1 1	項の規定による届出をした者及び		
		同法第 16 条第 1 項の登録を受け	た者をいいます。)とするものを		
		いいます。以下この表において同	じとします。)に係る一般通信サ		
		ービスに係る通信(以下この表に	おいて「一般通信」といいます。)		
		に関する料金の月間累計額につい	て、同表に規定する額の割引を行		
		うことをいいます。但し本割引は	料金表 2-1-1 (1)に規定するプラ		
		ン I 及び(2)に規定するプラン I	I を対象とします。		
			割引選択回線群ごとに		
		定額料]額 1,000,000 円 (税込)		
		割引額			
		市内通信	市内通信		
		割引選択回線群に係る市内通	chul 3 L daT		
		│ │ │ 信に関する料金の月間累計額 │	割引額		
		10,000,000 円以上場合	1 の割引選択回線群に係る市		
		(税込)	内通信に関する料金の月間累		
			計額に 0.10 を乗じて得た額		
		イ この月極割引適用後の割引選択	マロ線群に係る通信に関する料金 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん		
		は、割引選択回線群を代表する他	社契約回線(以下この表において		
		「割引選択代表回線」といいます。)の一般電話契約者に請求しま			
		す。			
(2)	承諾	ア この月極割引を選択する一般電	話契約者は、1 の割引選択回線群		
		を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、そ			
		の申出が新たに割引選択回線群で	を構成する申出であるときは、割		
		引選択代表回線を指定していたた	ごきます。		
		イ 当社は、アに規定する申出があ	ったときは、次の各号に該当する		
		場合に限り、これを承諾します。			
		(ア) その申出のあった他社契約	回線に係る通信の料金明細内訳		

が記録されているとき。

- (イ) その申出のあった他社契約回線が割引選択代表回線に係る 一般電話契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表 回線の一般電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することに ついて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みま す。)
- (ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線 群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、その 料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれが ないとき。
- (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の 遂行上著しい支障がないとき。
- (才) その申出のあった割引選択回線群が、他社契約回線により構成される回線群であるとき。

(3) 月極割引 の適用

- ア 割引選択回線群に係る一般通信の通信料金の月間累計は、暦月 単位で行います。
- イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を 含む月の翌月の初日からとします。
- ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている他社契約回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。
 - (ア) 一般電話契約の解除があったとき。
 - (イ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線 群に係る通信に関する料金の請求先となる一般電話契約者が、そ の料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して 支払わないとき。
 - (ウ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (エ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に 規定するとおりとします。この場合、同一月内において、次表の 1 欄の規定による月極割引の廃止後 2 欄及び 3 欄の規定に該当する 場合が生じたときは、それぞれ 2 欄及び 3 欄の規定によるものと します。

区分月極割引の適用

1 2から3以外により、月極	月極割引の廃止日を含む暦月
割引の廃止があったとき。	の末日までの一般通信の通信
	料金について、この月極割引を
	適用します。
2 一般電話契約が解除にな	その契約解除日までの一般通
ったとき。	信の通信料金について、この月
	極割引を適用します。
3 ウの(イ)の規定により、	その廃止日を含む暦月の前月
月極割引の廃止があったと	の末日までの一般通信の通信
き。	料金について、この月極割引を
	適用します。

- オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われて いるときは、その料金を返還します。
- カ ウの(イ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 他 社契約回線当たりの一般通信の通信料金を算出して、その他社契 約回線の一般電話契約者に請求します。この場合の支払期日は、 ウの(イ)の規定する支払期日とします。
 - (注1) 定額料については、日割は行いません。
 - (注 2) 割引選択回線群に係る一般通信の通信料金に割引率を乗じて 得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にか かわらず、その端数を切り上げます。

(4) 刮り選択 代表回線に 係るその他 の適用

- (4) 割引選択 ア 割引選択代表回線の契約者となる者は、当社が別に定める書類を 代表回線に 添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。
 - イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。
 - (ア) 会社法(平成十七月二十六日法律第八十六号)第2条に規定する会社または会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年七月二十六日法律第八十七号)に規定する特例有限会社であること。
 - (イ)一定の経理的基礎を有している者であること。
 - (ウ)この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者または怠るおそれがない者であること。
 - ウ 割引選択代表回線の契約者は、当社の求めに応じて、当社が別に 定める期日までに、当社が別に定める書類を当社に提出していただき ます。
 - エ 割引選択代表回線の契約者は、当社が別に定める基準に該当する場合、当社が別に定める期日までに、保証金を預け入れていただきます。
 - オ 保証金の額は月間見込み通話料金の2ヶ月分とし、3ヶ月に一度見

直し、不足分は直ちに預け入れることとします。

カ 保証金については、無利息とします。

キ 当社は、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があった ときは、割引選択代表回線の契約者に保証金を返還します。この場合、 割引選択代表回線の契約者がその契約に基づき支払うべき額がある ときは、返還額をその額に充当します。

ただし、(1) 欄のイの規定により割引選択代表回線の契約者に請求 する料金のうち、その割引選択代表回線の契約者以外の者が支払うべ き料金については、返還額を充当しません。

ク 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場 合には、この月極割引を廃止します。

(ア)割引選択代表回線について、(3)欄のウの(ア)、(イ)、(エ)の いずれかに該当する場合が生じたとき。

(イ)割引選択代表回線の契約者が、イに規定する基準に適合する者で なくなったとき。

(ウ)エに規定する保証金について、当社が定める期日を経過しても預 け入れを行わないとき。

(5)1 他社契約 回線当たり の一般通信 の通信料金 の計算

ア 当社は(3)欄の才の規定または料金返還その他の場合において 1 他社契約回線当たりの一般通信の通信料金を確定する必要が生じ

たときは、次の算式により算出します。 この月極割引 この月極割引適用前 1 他社契約回線 適用後の割引

の他社契約回線に係 当たりの一般通信 る一般通信の通信料 の通信料金

余

選択回線群に 係る通信料金 X

この月極割引 適用前の割引 選択回線群に 係る通信料金

イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係 る一般通信の通信料金からその割引選択回線群を構成するすべて の他社契約回線についてアに規定する算式により算出した 1 他社 契約回線当たりの一般通信の通信料金を合計した額を控除し、残 額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る 一般通信の通信料金に加算します。

附則

この電話サービス契約約款は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 本約款実施の際現に、旧電話サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の 規定により締結している次の表の左欄の契約については、本約款の実施の日において、本 約款の規定により締結した同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

旧約款の契約	本約款の契約
電話契約	一般電話契約
電話契約者	一般電話契約者

(料金等の支払い関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施前に旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

(手続き等の効力等)

第5条 本約款実施前に、旧約款の規定により行った電話契約に係る手続きその他の行為は、本約款中これに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 本約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、本約款中 これに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて提供しているものとみなしま す。

(契約の名称)

第6条 本約款の実施後、申込書等において当分の間は、一般電話契約を電話契約と称する ほか、この改正規定実施前の電話サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)中の 用語で本約款にこれに相当する用語がある場合は、旧約款の用語を使用することがありま す。

附 則

本約款は、平成14年5月17日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14 年8 月1 日から有効となります。

経過措置

この改正規定実施の際、改正前の約款の規定による着払電話サービスまたは着払ISDN サービスにかかる契約については、この改正規定実施の日において着払電話サービス及び着払ISDN サービスの通信料金に規定するプランA の契約とみなします。

附則

この改正規定は、平成14 年8 月15 日から有効となります。

附則

この改正規定は、平成14年9月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年10月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年11月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成14年12月1日から有効となります。

附則

この改正規定は、平成15 年4 月1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成15 年8 月1 日から有効となります。

附則

この改正規定は、平成15年12月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成15年12月12日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成16年4月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成16年4月15日から有効となります。

附則

この改正規定は、平成16年7月1日から有効となります。

附則

この改正規定は、平成16年11月1日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成18年6月2日から有効となります。

附則

この改正規定は、平成19年4月1日から有効となります。

附則

この改正規定は、平成20年9月1日から有効となります。 第39条3項に個別料金設定に対する文言を追加しました。

附則

この改正規定は、平成21年1月1日から有効となります。

(2-2 国際通信の通信料金及び取扱地域料)

2 2009年1月1日より、インマルサット社のインマルサット衛星通信サービスの海域番号(=国番号)が「870」に統一されました。これに伴い料金表を変更しました。

附則

この改正規定は、平成21年5月1日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を追記しました。

附則

この改正規定は、平成23年2月1日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を修正しました。

附則

この改正規定は、平成23年9月1日から有効となります。 (反社会的勢力に関する文言)

2 反社会的勢力に関する各条文内容について変更しました。

附則

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から有効となります。 (料金額)

2 ユニバーサルサービス料を修正しました。

附則

この改正規定は、平成 24 年 3 月 23 日から有効となります。 (2-2 国際通信の通信料金及び取扱地域料)

2 地域と料金額について以下を追加しました。 シント・マールテン、南スーダン共和国

附則

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から有効となります。 (料金額)

2 ユニバーサルサービス料を修正しました。

附則

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から有効となります。 プラン α およびプラン β における割引対象にPHS設備を追加しました。

附則

この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から有効となります。 (料金額)

2 料金表から税込価格を削除しました。

附則

この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から有効となります。 (新規受付の中止)

2 平成26年8月31日より着払電話サービスプランBの新規受付を中止しました。

附則

この改正規定は、平成27年1月1日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料を追記しました。

附則

この改正規定は、平成27年2月1日から有効となります。

(新規受付の中止)

2 平成27年1月30日より着払電話サービス プランAおよび着払ISDNサービスの新規受付を中止しました。

附則

この改正規定は、平成28年7月1日から有効となります。

(料金額)

2 ユニバーサルサービス料の表記を変更しました。

附則

この改正規定は、平成29年1月16日から有効となります。

(料金額)

2 インマルサットを使用した移動衛星通信サービスとの接続が一部終了したことにより、 料金表を変更しました。

附則

この改正規定は、平成30年10月15日から有効となります。

(料金表第1表第2-2国際通信の通信料金及び取扱地域)

2 スワジランド王国の地域名をエスワティニ王国に変更しました。

附則

この改正規定は、令和3年2月1日から有効となります。

- 2 料金額を税込表記へ変更しました。
- 3 着払電話サービスに関する記述を削除しました。

附則

この改正規定は、2021年8月1日から有効となります。

(通信明細内訳書送付の終了)

2 通信明細内訳書送付の終了に伴い、通信明細内訳書に関する記述を削除しました。

附則

- 1 この改正規定は、2023年9月1日から有効となります。
- (距離別、時間帯別の料金区分の廃止)
- 2 距離別、時間帯別の通話料金区分を廃止しました。
- (ワイドスターⅢの通話料金の追加)
- 3 ワイドスターⅢの通話料金を追加しました。本料金は株式会社 NTT ドコモによる正式なサービスの開始日より適用されます。
- (ワイドスターⅡの通話料金)
- 4 ワイドスターIIの通話料金は、協定事業者の契約約款及び料金表が適用されておりますが、株式会社 NTT ドコモと当社間における相互接続の IP 網移行への切替完了後は料金表に定める料金額 2-1 国内通信の通信料金(4)プラン α 「携帯・自動車電話設備への通信」 および(5)プラン β の「携帯・自動車電話設備への通信」の規定に従い請求いたします。
- (パレスチナへの接続廃止)
- 5 パレスチナへの国際通信の接続を廃止しました。 (PHS の削除)
- 6 PHSに関する記述を削除しました。

附則

- 1 この改正規定は、2024年1月1日から有効となります。 (料金額)
- 2 プランⅣの基本料金を変更しました。